

# 神奈川県キャンプ協会（PACK）規約

(Prefectural Association of Camping, Kanagawa= PACK)

## (名 称)

第1条 この会は、神奈川県キャンプ協会と称する。

2 この会の英文名称を、Prefectural Association of Camping, Kanagawa と称し、PACK と略す。

## (事 務 所)

第2条 この会の事務所は、事務局長宅に置く。

## (目 的)

第3条 この会は、キャンプ・野外活動の健全な発展と普及に寄与し、県内におけるキャンプ指導者、愛好者および団体等がその資質の向上と相互の連携を図り、もってキャンプの育成等に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) キャンプ及び野外活動指導者の養成・育成・検定・認定・申請
- (2) キャンプ・野外活動の理論と実践に関する研究調査およびワークショップ
- (3) キャンプ・野外活動に関する研究会・研修会・講習会の開催
- (4) キャンプ場・野外活動施設の紹介および指導者の派遣等に関する援助
- (5) 公益社団法人日本キャンプ協会（NCAJ）および関連団体との協力と連絡調整
- (6) 緊急災害時の活動およびボランティア活動等への協力・支援
- (7) キャンプ・野外活動会議、交流会の開催
- (8) キャンプ・野外活動におけるプログラム開発
- (9) その他この会の目的達成に必要な諸事業

## (組 織)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同し所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した神奈川県内におけるキャンプ指導者、愛好者および団体（これらを以下それぞれ「個人」および「団体」会員という。）をもって組織する。

## (退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

## (資格の喪失)

第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡または退会したとき
- (2) 会費を納入期限までに納入しないとき
- (3) その他理事会において、会の名誉を毀損したと認められたとき

## (役 員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名（必要により副理事長1名を置くことができる。）
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 10名以上20名以内（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長を含む）
- (7) 監事 2名

## (役員を選任)

第9条 理事および監事は理事会の推薦を受け、総会において選任する。

2. 理事および監事の候補は、理事会内に設置される現行の会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名によって構成される役員候補者選定委員会（以下「役員選定委員会」という。）が選定し、理事会に推薦する。
3. 役員選定委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の役員選定委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の役員選定委員会を必要に応じ招集する。
4. 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長は理事の互選とする。

#### （役員職務）

第10条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、通常の会務を掌理し、会長、副会長に事故あるときはその職務を代理し、会長、副会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
5. 常任理事は、この会の日常の業務を執行する。
6. 事務局長は、事務処理および会計を担当する。
7. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
8. 理事会は、第4条の主旨に沿い、委員会を設置することができる。また委員会の規則は別に定める。
9. 監事は、民法第59条に準ずる職務を行う。

#### （兼務の禁止）

第11条 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

#### （役員任期）

第12条 役員任期は、2年とする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

#### （名誉会長・顧問）

第13条 この会は、必要に応じ名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 名誉会長および顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により総会において決定する。
3. 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

#### （総会）

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回以上開催し、議長は会長がこれにあたる。

2. 総会は、出席会員および委任状の提出があった者によって構成し、総会の議決および承認は構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、提出された委任状に委任者が記されていない場合は、議長に委任するものとする。
3. 総会の招集は、会長が開催日の10日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を会員に通知して行う。
4. 総会においては、次の事項について審議決定する。
  - (1) 役員を選出
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 事業計画および収支予算
  - (4) その他の重要事項
5. 次により臨時総会を開くことができる。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会員の五分の一以上の記名による要求書の提出があったとき
  - (3) 理事会の決議により要求があったとき

#### （理事会）

第15条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の三分の一以上もしくは、監事から請求があったとき開催する。

2. 前条第2項および第3項の規定は、理事会において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「出席会員および委任状の提出があった者」とあるのは「委任状提出者を含めた理事の過半数の出席」と、「会長」とあるのは「理事長」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
3. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
4. 理事会は運営の円滑化を図るため、常任理事会を置く。

#### (会 計)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2. この会の経費は、会員の会費、入会金、事業収入、他よりの助成金および寄付金の収入によって支出する。
3. 会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員	入会金	2,000円	年会費	2,000円
(2) 団体会員	入会金	10,000円	年会費	3,000円

#### (事 務 局)

第17条 この会の会務を補佐するため、会員の中から会長の指名により、幹事若干名を委嘱することができる。

2. 事務局には職員を置くことができる。

#### (規約の改正)

第18条 この規約は、総会において第14条第2項でいう構成員の三分の二以上の賛成により改正することができる。

#### 附 則

この規約は、昭和55年7月17日より施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和62年4月1日より一部改正する。

#### 附 則

1. この規約は、平成11年6月5日から改定施行する。
2. 改正後の第9条第2項の規程にかかわらず、平成11年度—平成12年度期の役員候補者に限り、改選前理事会が選定しその推薦を受け、平成11年度の最初に開催する総会で選任する。

#### 附 則

この規約は、平成16年5月8日から一部改定する。

#### 附 則

この規約は、平成17年7月23日から改定施行する。

#### 附 則

1. この規約は、平成21年7月24日から一部改定施行し、特定非営利活動法人神奈川県野外活動協会（英名を、Outdoor and Nature Related Activity Association of Kanagawa と称し、ONRAA-K と略す。）の定款に、社団法人日本キャンプ協会の県支部組織（神奈川県キャンプ協会：英名を、Prefectural Association of Camping, Kanagawa と称し、PACK と略す。）の機構を含む、という趣旨を示す表記がなされ、その定款が施行される日までとする。
2. この会は前項の定款が施行される日をもって解散する。
3. この会が解散したときに残存する権利および財産は、特定非営利活動法人神奈川県野外活動協会に帰属するものとする。

#### 附 則

1. この規約は、平成22年6月15日に改定し、平成22年4月1日に遡り施行し、神奈川県野外活動協会からの改称に伴い、神奈川県キャンプ協会（PACK）の規約とする。
2. 神奈川県野外活動協会規約は前項の規約が施行される日をもって平成22年4月1日に遡り廃止する。
3. この規約の第8条及び第9条の規定に関らず、当初の神奈川県キャンプ協会（PACK）の役員は、神奈川県野外活動協会の現行役員とし、その任期は残任期間とする。
4. 神奈川県野外活動協会からの名称変更に伴い、神奈川県キャンプ協会（PACK）に改称するとき、神奈川県野外活動協会に残存する権利及び財産は、神奈川県キャンプ協会（PACK）に帰属するものとする。

#### 附 則

この規則は平成29年4月13日改正施行する。